

【資料】学習指導要領 令和4年度に係る移行措置について

1 高等学校学習指導要領移行措置について

(1) 移行期間における基本方針

新しい高等学校学習指導要領への円滑な移行のため、移行期間（平成31年4月1日から新しい高等学校学習指導要領が適用されるまでの間）においては、教科書等の対応を要しない場合など可能な範囲で、新高等学校学習指導要領による取組を推進していく。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新高等学校学習指導要領の趣旨を十分踏まえて指導を実施することが求められる。

(2) 移行措置の概要

移行措置は、新しい学習指導要領に円滑に移行するためのものである。

新しい学習指導要領は、平成31年度からの移行措置を経て、高等学校では令和4年度から、年次進行で実施となる。

この移行期間中は、先行実施しなければならない指導内容等に留意する必要がある。

移行措置の内容

①総則

移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等学校学習指導要領の規定のうち、特例告示において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

②総合的な探究の時間

→従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等学校学習指導要領の規定による。

③特別活動

→新高等学校学習指導要領の規定による。

④地理歴史及び公民

→新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用する。

⑤家庭

→新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導する。

⑥保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術

→全部又は一部について新高等学校学習指導要領によることができる。その際、福祉に属する科目として、「福祉情報」を加えた。

(3) 移行措置の適用対象

移行措置は、基本的に、移行期間中に在籍する全ての生徒に適用する。ただし、総合的な探究の時間に関する特例については平成31年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒に、家庭に関する特例については平成30年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒に、それぞれ適用する。

(4) 各教科に共通する教科「理数」の移行期間中の留意事項について

各教科に共通する教科「理数」については移行措置を定めていないが、現行高等学校学習指導要領の下においても総合的な学習の時間の目標や内容に従い、数学的な手法や科学的な手法を用いて探究的な学習を行っている事例もあることから、令和4年度以降に理数に属する科目を開設し、総合的な探究の時間と代替することを検討している場合には、移行期間中の総合的な探究の時間の指導に当たり、数学的な手法や科学的な手法などを用いて探究を行うこともできることとされている。

(5) 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に新高等学校学習指導要領の規定を適用する部分を含め、現行高等学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこととされている。

参考HP：文部科学省 高等学校 学習指導要領改訂に伴う移行措置関連資料
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1408758.htm

2 特別支援学校高等部学習指導要領移行措置について

(1) 移行措置の概要

移行措置は、新しい学習指導要領に円滑に移行するためのものである。

新しい特別支援学校学習指導要領は、移行措置を経て、令和4年度から年次進行で実施となる。

この移行期間中は、先行実施しなければならない教科等の取扱いや、授業時数等に留意する必要がある。

移行措置の内容

- ア 総則，総合的な探究の時間，特別活動，自立活動
→新高等部学習指導要領の規定による。従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め，新高等部学習指導要領の規定による。
- イ 各教科に関する取扱い
 - ① 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒
→障害種別に応じた配慮事項については，新高等部学習指導要領の規定による。各教科の目標，各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いについては，高等学校における移行期間中の取扱いに準ずる。
 - ② 知的障害者である生徒
→一部又は全部について，新高等部学習指導要領の規定によることができる。
- ウ 特別の教科である道徳
→高等部の知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については，令和2年度から新高等部学習指導要領の規定による。

(2) 移行措置の適用対象

移行措置は、基本的に、移行期間中に在籍する全ての生徒に適用する。ただし、特別の教科である道徳に関する特例については、令和2年4月1日以降に高等部に入学した生徒について適用する。

参考：本誌 資料「各教科等における改訂のポイント」

参考：本誌 資料「各教科等における『見方・考え方』」